

競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年4月3日

福島県相双建設事務所長 佐藤 敬

工事（委託業務）番号	第26-41370-0025号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（道路改良）
質 問 事 項	
<p>1. 当該工事は、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(土木部)」に則って、執行されるものと理解してよろしいでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2. 補強土壁に使用する資材について、受注生産が多く、発注から納入まで一定期間を要するため、資材選定および承認等の遅れが施工日程に影響することが見込まれます。つきましては、補強土壁における使用資材の指定の有無と資材調達の想定日数について、ご教示願います。</p> <p>3. 資材単価の高騰について、今般、国際情勢の影響による原油価格の高騰を受けて、関連資材の価格値上げの情報を得ております。このような資材価格高騰は、建設業法第20条の2の天災その他不可抗力により生じる価格高騰に該当し協議の対象となりますでしょうか。また、工期途中であってもさらなる価格上昇が生じた場合には都度、協議いただくことは可能でしょうか。ご教授願います。</p> <p>4. 上記に関連し、価格高騰にとどまらず主要資材の調達困難となる場合においては、受注者の責に帰することができない事由による工事一時中止の判断、および中止に伴う増加費用の協議が、工事一時中止に係るガイドラインに則り適切に執行されるものと考えてよろしいでしょうか。ご教授願います。</p>	

回 答 事 項

1. 特記仕様書 P.2-9「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」に基づき実施します。
2. 使用資材については、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材等を想定しております。施工にあたっては、使用資材の承諾を得ていただきます。
資材調達には40日程度を想定しております。
3. 物価の変動に基づく請負代金額の変更については、福島県工事請負契約約款第26条に基づき協議の対象とします。
4. 福島県工事請負契約約款第20条に基づき協議の対象とします。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。